置候処其後概ね漁業組合ニ於テ種々協議ノ結果本
月二十二日ヨリ二十四日迄ノ間ニ於テ漁業ヲ
一、賃銀ハ従来十ヶ月ヲ一期トシ毎期ノ終ニ
一、大正十三年十月十五日協定ニ係ル職工ニ
業休期中ニ於テ賃銀ハ従来ノ通リ支給スル
第三項（註繁忙期間中職工ニ対スル賃銀ハ
年当リ一日ニ付金三十銭ノ割合ヲ以テ組合ニ
ヘハ完全ニ業務ヲ果シタルモノト見做ス）
一、項目中ニ乃至第三條第三項ニ
ヘハ賃銀一人ニ
但シ協定休業日数ヲ
ノ余ス

トノ組合ニ対シ従来ノ慣習ニ
ヘ賃銀ヲ
設ケラレタル
上来ノ低下ヲ
ニ一般組合員ニ伝達スルコトヲ
ノ如キ一應傍観者側ニ立ツテ
於テ此ノ得ヘキ組合員
ニ於テ組合員ニ
ヘハ組合員
ヘ此ノ旨
ヘ此ノ旨
右及申（通）報候也